

ペアレンティング・トゥギャザー ～みんなで子育て～ プロジェクト 設置要項

(名称)

第1条 この団体は「ペアレンティング・トゥギャザー～みんなで子育て～プロジェクト」（以下、プロジェクトという）と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備や推進方法を広く検討し、もって仕事と家庭の調和の推進や社会全体で子育てを応援する社会づくりのための施策提案を目的とする。

(事業)

第3条 プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事業について、実務者の立場から検討を行い、県に対し、施策提案を行う。

- (1) 「子育て応援宣言企業」登録制度の広報、宣言企業の登録拡大等に関すること。
- (2) 子育て応援宣言企業間の交流及び連携に関すること。
- (3) 仕事と子育ての両立支援の取組の普及促進に関すること。
- (4) その他、プロジェクトの目的達成に必要な事業

(構成員等)

第4条 プロジェクトの構成員は、「子育て応援宣言企業の輪を広げる会」会員企業の人事・労務担当者とする。

- 2 構成員は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

附 則

この要項は、令和3年11月22日から施行する。